

第2回 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化検討協議会

2025(令和7)年4月28日(月) 午前10時から午前11時
さくらリサイクルセンター 大会議室

1. 検討協議会の構成

2. 議事

(1) 基本構想検討委員会の進捗状況報告について

- ・ 第1回基本構想検討委員会(令和6年6月3日開催)
- ・ 第2回基本構想検討委員会(令和6年11月12日開催)
- ・ 第3回基本構想検討委員会(令和7年3月25日開催)

(2) 候補地の検討について

(3) 今後のごみ処理広域化検討スケジュールについて



【協 議 会】

所 属			名 前	備 考
会 長	伊 賀 市	市 長	稲森 稔尚	
副 会 長	名 張 市	市 長	北川 裕之	
委 員	笠 置 町	町 長	山本 篤志	
委 員	南 山 城 村	村 長	平沼 和彦	

オブザーバー			名 前	備 考
三 重 県	環境生活部 環境共生局	廃棄物対策総括監	中島 伸幸	
京 都 府	総合政策環境部	技 監	笠原 淳史	



【幹事会】

所 属			名 前	備 考
座 長	伊賀市人権生活環境部	部 長	瀧口 嘉之	
	名張市地域環境部	部 長	野口 泰弘	
	笠置町税住民課	課 長	草水 英行	
	南山城村建設環境課	課 長	末廣 昇哉	

幹事会会則第4条第2項による出席者		名 前	備 考
伊賀市人権生活環境部	次 長	奥田 泰也	
名張市地域環境部 環境対策室	室 長	惠村 和生	
名張市地域環境部 環境対策室	係 長	上角 健将	
笠置町 税住民課	主 査	矢野 邦彦	
南山城村 建設環境課	係 長	和田 武志	



【事 務 所】

所 属			名 前	備 考
事 務 長	伊賀市人権生活環境部 廃棄物対策課	課 長	馬場 俊行	
		主 幹	内田 恵美子	
		主 任	福岡 一輝	
	名張市地域環境部 環境対策室	係 長	足立 和美	
		室 員	津久井 統文	
	笠置町税住民課	主 査	辻井 堅一	
	南山城村建設環境課	主 任	森西 達也	

第1回基本構想検討委員会

(令和6年6月3日開催)

1. ごみ処理の現状と課題

伊賀市及び名張市におけるごみ処理につきましては、伊賀市北部地区をさくらリサイクルセンターが、伊賀市南部地区及び名張市全域を伊賀南部クリーンセンターがそれぞれ担っていますが、地元地域との操業協定が令和16年3月までの期限とされています。

笠置町及び南山城村につきましては、和束町と共に相楽東部クリーンセンターにおいて可燃ごみの焼却をしていましたが、地元地域との操業期限の到来により操業を停止し、そのごみ処理を伊賀市内の民間施設に頼っている状況です。

このように、4市町村においては、持続可能なごみの適正処理に向けた新しいスキームの構築が必要であり、その手段として広域化・集約化を検討する必要があります。

2. ごみ処理広域化の検討

ごみ処理施設の広域化については、平成31年3月に環境省から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」に係る通知が発出されており、現在の社会情勢を踏まえ、将来にわたり、持続可能な適正処理を確保できる体制のあり方を検討することが必要であると示されています。

三重県におかれましては、各自治体が行った方向性の意思決定に対し、意向を十分に斟酌しながら、必要な協力、調整を行うとされています。

京都府におかれましては、施設の更新時期や処理の効率性、最新技術の適用など、様々な要因や社会情勢の変化への対応を重視し、広域化ブロックの枠を越えた自治体連携も行えるよう柔軟に適用・運用する考えのもと、広域化プランを令和5年12月に策定されました。

伊賀市では平成26年3月、伊賀市における廃棄物処理のあり方検討委員会より「伊賀市における廃棄物処理のあり方検討に対する答申」の中で、財政状況から考えると、施設の更新や維持管理については、単独で実施することが困難な状況であり、効率的なごみの減量化・資源化及び施設整備・運転管理の検討を行う必要があるため、将来的なごみ処理の広域化を基本理念とすべきと示されました。

名張市では令和2年2月、伊賀市、名張市、伊賀南部環境衛生組合において「伊賀市・名張市における一般廃棄物処理方法検討会」の報告書がまとめられ、建設時のスケールメリットにおいて、100t/日規模の施設と200t/日規模の施設建設費を比較した場合、ごみ処理施設の規模が2倍になったとしても建設費は2倍とはならないため建設経



費の削減が十分期待できること、また、単独設置と広域化された施設の運営に係る人員はほぼ同数となるため、運営経費の削減効果も大きいことなどから、伊賀市及び名張市の両市による新しい施設でのごみ処理広域化を検討していくという結論に至り、既存施設の操業を令和16年3月末まで延長し、広域化に向けた協議を始めました。

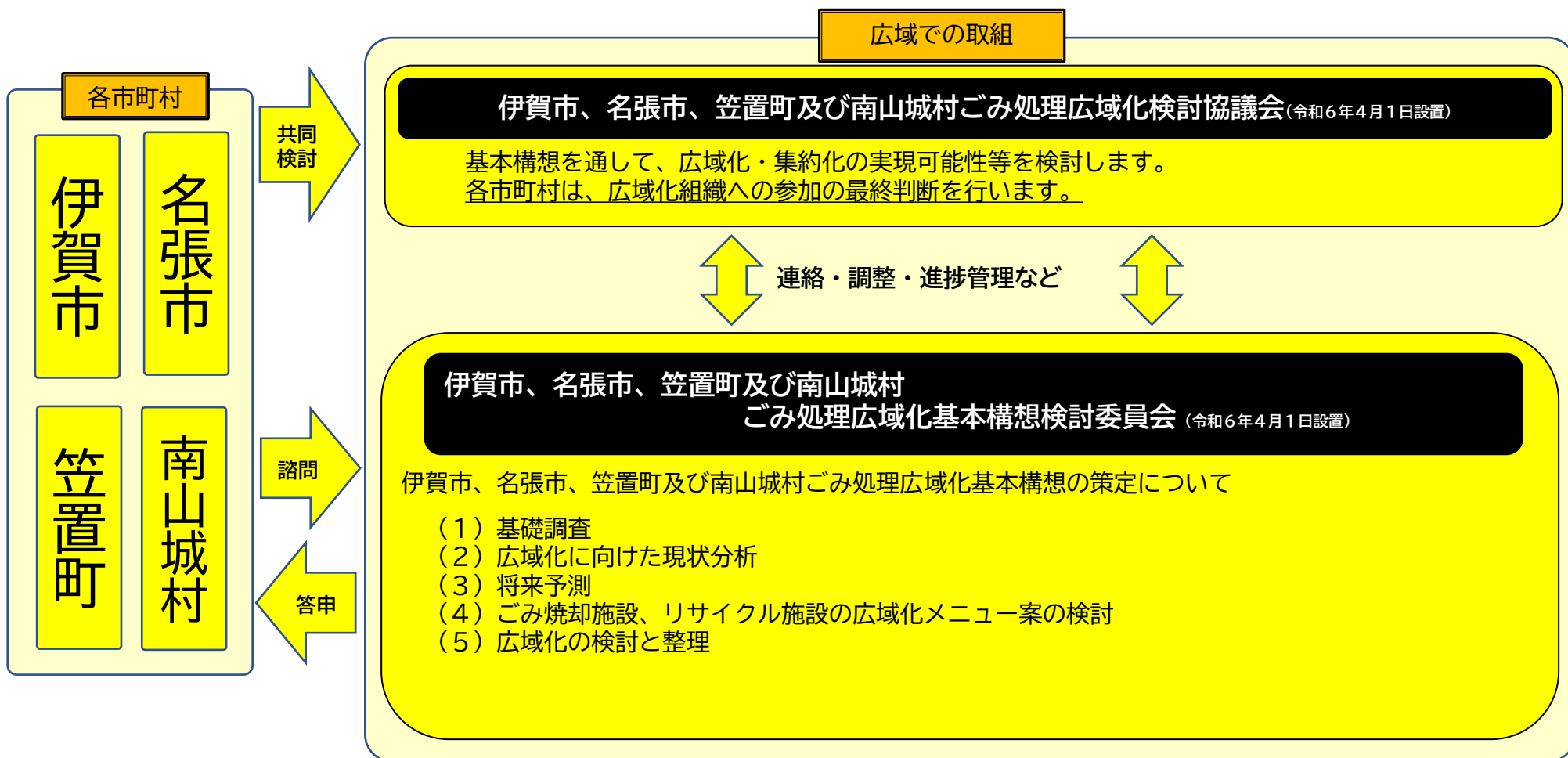
笠置町及び南山城村では、和束町を含めた相楽東部クリーンセンターを現在、休炉としていますが、用地内の一部で崩壊が懸念されることから廃炉も視野に入れた検討が必要な状態です。また、単独で自区内処理の整備を行うには施設規模が3 t/日程度しかないため整備が困難であり、京都府内のごみ処理施設等への参画は操業期限のタイミング等からも困難であると判断しました。

伊賀市を中心市として形成している定住自立圏の構成町村という繋がりもあり、令和5年3月、伊賀市に対してごみ処理広域化の協議への参画を表明いたしました。

いずれの市町村においても、ごみの排出抑制に関する周知やごみの分別による資源化の向上により、ごみの減量に努めておりますが、令和4年4月から施行されたプラスチック資源循環

法に対応できるような、体制は整備出来ておらず、また、人口減少とともに、ごみの総排出量も減少していくなか、単独での施設となると、一般廃棄物の安定的な処理を継続することは困難が予想されます。

一般廃棄物の安定的、効率的、かつ持続可能な適正処理の確保を目指した施設運営や整備の検討が共通の課題であることから、三重県及び京都府の職員の方にも協議の場に入っていただき、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村が連携しながら、広域化を検討してまいります。



第2回基本構想検討委員会

(令和6年11月12日開催)

ごみ処理システムの現状から今後の広域化に向けた課題を整理します。

分別区分の課題

- 構成市町村の分別収集区分は、排出段階において、最少11区分、最多15区分と差が生じている。将来的に広域処理を行うためには、広域処理を行う品目の処理対象物を揃える必要があるため、分別区分を揃えること等を検討する必要がある。

排出抑制・資源化の課題

第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月 閣議決定)

- 循環型社会形成に向けて引き続き一般廃棄物の排出抑制・再使用、再生利用の推進が求められている

- 各市町村でごみの排出抑制や資源分別の徹底を引き続き図っていく必要がある。

プラスチック使用製品廃棄物の資源化の課題

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
(令和4年4月 施行)

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に努める必要がある

循環型社会推進交付金交付取扱要領
(令和6年4月 施行)

- 交付対象事業の範囲として、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること

構成市町村の現状

容器包装プラスチック:伊賀市、笠置町、南山城村は実施済み **名張市は未実施**
製品プラスチックについては分別収集している市町村もありますが、**再商品化を実施している市町村はありません。**

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化が必要となる。将来ごみ質等の検討にあたっては、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の影響を加味する必要がある。

中間処理施設の課題

可燃ごみ処理施設・焼却施設

伊賀市(青山地域除く)

さくらリサイクルセンター可燃ごみ処理施設
令和元年8月より中継施設
操業期限 令和16年3月

伊賀市(青山地域)・名張市

伊賀南部クリーンセンター焼却施設
操業期限 令和16年3月

笠置町・南山城村

相楽東部クリーンセンター焼却施設
平成31年3月 操業期限到来 休炉

リサイクル処理施設・資源化施設

伊賀市(青山地域除く)

さくらリサイクルセンター資源化施設
操業期限 令和8年3月

伊賀市(青山地域)・名張市

伊賀南部クリーンセンターリサイクル処理施設
操業期限 令和16年3月

笠置町・南山城村

民間処理施設(委託)

**可燃ごみ処理施設・焼却施設、リサイクル処理施設・資源化施設ともに
令和16年3月には4市町村全て、自ら処理できる施設がなくなります。**

- 令和16年3月には4市町村全て、自ら処理できる施設がなくなる。また、人口減少とともに、ごみの総排出量も減少していくなか、単独の施設整備では安定的、効率的、かつ持続可能な適正処理が困難と考えられるため、ごみ処理施設の広域化の検討が必要となる。

最終処分の方法の課題

構成市町村内にある最終処分場

伊賀南部環境衛生組合が管理する伊賀南部最終処分場

- ・平成20年10月より一般ごみの受け入れを終了
- ・残存容量を見ても残り少ない状況

構成市町村の現状

埋立処分を含め大半を
民間委託にて行っている状況。

- 中間処理施設の検討結果に合わせて、今後の最終処分の方法について考えていく必要がある。



分別区分案 処理対象物(可燃・不燃)の組成を統一

(仮設定)

	伊賀市 (青山地域除く)	伊賀市 (青山地域)	名張市	笠置町・南山城村
可燃ごみ	○	○	○	○
燃やさないごみ	△	○	○	△
粗大ごみ	○	○	○	○
びん類	○	○	○	○
缶類	○	○	○	○
ペットボトル	○	○	○	○
容器包装プラ	○	○	○	○
その他プラ	○	○	○	○
スプレー缶	△	△	○	△
体温計等	△	○	○	○
ライター	△	○	○	△
紙類	○	○	○	○
布類	○	○	○	△
廃食用油	○	○	○	○
小型家電	△	○	○	○
乾電池類	△	○	○	○
金属類	○	○	○	△
家電4品目	○※	○	○	○

凡例

○:分別する

(■ 新たな分別区分)

×:分別しない

△:その区分で分別しない(現状と同じ分別)

【特徴】

・プラスチックを分別するため
国の方針に則している。

プラスチック分別及び処理方法の課題

伊賀市:硬質プラスチックと革製品を
合わせて焼却処理をしている

名張市:再度プラスチックの分別が必要

笠置町・南山城村

:その他プラスチックと革製品を合
わせて収集しているため分別が
必要。

※現状でも処理をしておらず、分別区分は増加しないが、他市町村と同様の表記とした。

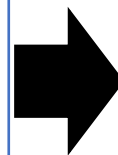
将来ごみ排出量の考え方

排出抑制・資源化については、以下のような課題があげられています。

排出抑制・資源化の課題

第五次循環型社会形成推進基本計画
(令和6年8月 閣議決定)

- 循環型社会形成推進に向けて引き続き廃棄物の抑制・リサイクルの促進を行う



◆各市町村でごみの排出抑制や資源分別の徹底を引き続き図っていく必要がある。

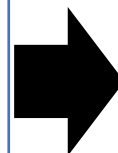
プラスチック使用製品廃棄物の資源化の課題

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
(令和4年4月 施行)

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に努める必要がある

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領
(令和6年4月 施行)

- 交付対象事業の範囲として、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること



◆プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化が必要となる。

- 「現状施策を継続した場合のごみ排出量」は減少していますが、基本的には人口減少に伴う自然減であり、各市町村はごみの減量化・資源化についてこれからも取り組む必要があります。そのため、将来ごみ排出量では、各市町村の取り組みの効果(目標)を加味する必要があります。
- 特にプラスチック使用製品廃棄物については、法律によりプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化に努める必要があることや、交付対象事業の範囲として定められていることからプラスチック使用製品廃棄物の収集量を見込んで将来ごみ量を設定する必要があります。



広域化・集約化に係る手引き(令和2年6月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)
中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)
(令和6年3月29日)

・6つの広域化メニューが記されている。

・現時点で採用不可となるメニューを除外し、構想で検討対象とする**広域化メニューを決定する。**

第1案						第2案
区分	①組合設立	②ごみ種別処理 分担	③大都市受入	④相互支援	⑤他のインフラ との連携	⑥民間活用
概要	・公共主体で施設の設計・建設、運営・維持管理	・ごみの種類毎に分担、処理	・大都市がごみを受け入れて処理	・施設停止の際にごみを相互に受け入れ	・下水処理施設等の廃棄物を一括処理	・民間の廃棄物処理業者に委託
事務局案	・資材費が高騰している現状においては、事業費負担が大きくなる懸念がある。また、人口減少に伴うごみ量減少により年々施設の処理効率が低下する。しかし、実績は最も多く実現の可能性は高いため、 検討対象とする。	・既存施設の活用ができないため、新たに新設する市町村の建設費負担が大きくなることから、 検討対象としない。	・圏域のごみを一手に受け入れ可能な大都市が構成市町村にならないため、 検討対象としない。	・既存の施設を活用する際に有効な方法であるが、本地域では活用可能な施設がないため、 検討対象としない。	・連携を行う施設の建設を行う必要があり、構成市町村の中に新設等の計画がないため、 検討対象としない。	・民間事業者が主体となるため、ごみ量変動に対して柔軟な対応が可能となる。一方、公共性の確保、廃業リスク、経営悪化、委託費高騰、資源ごみの処理は困難などの懸念はあるが、実現の可能性はあるため、 検討対象とする。
事務局案は広域化メニューの中で財政負担が比較的小さく、実現性が高いかつ公共主体である ①組合設立を第1案とする。 ⑥民間活用についても実現の可能性はあるため副案とする。						

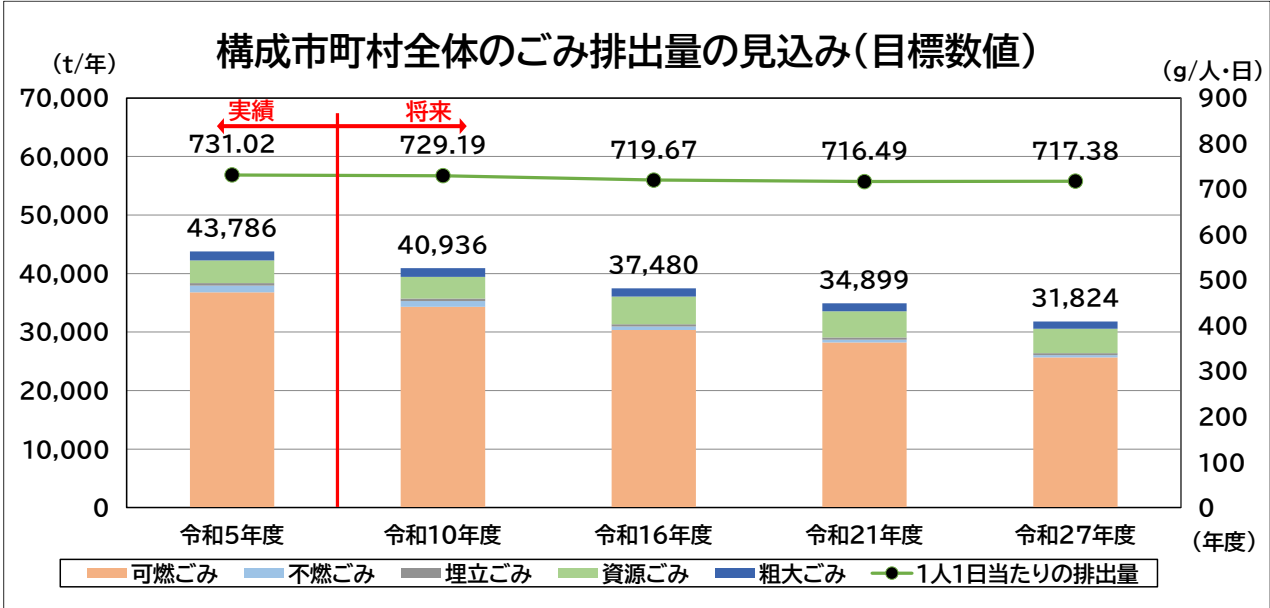
第3回基本構想検討委員会

(令和7年3月25日開催)

ごみ排出量の見込み（目標数値）



ごみ排出量の見込み（目標数値）は分別区分案を基に設定しました。
市町村のごみ排出抑制施策については、一般廃棄物処理基本計画で見直すこととし、基本構想においては一旦、人口減少及び資源分別を加味した目標設定とします。



資源分別について

●R16年度以降の資源ごみには、新たに分別収集を行う『容器包装プラスチック』、『その他プラスチック』、『廃食用油』の分別収集量を含めています。

構成市町村全体のごみ排出量の見込み（目標数値）【ごみ種類別】

	単位	実績	将来			
		令和5年度	令和10年度	令和16年度	令和21年度	令和27年度
人口	人	163,653	153,805	142,684	133,082	121,539
ごみ排出量の合計	t/年	43,786	40,936	37,480	34,899	31,824
可燃ごみ	t/年	36,798	34,305	30,373	28,220	25,663
不燃ごみ	t/年	1,153	1,003	602	493	396
埋立ごみ	t/年	420	413	378	353	317
資源ごみ	t/年	3,863	3,720	4,708	4,476	4,179
粗大ごみ	t/年	1,552	1,495	1,419	1,357	1,269
1人1日当たりの排出量	g/人・日	731.0	729.2	719.7	716.5	717.4



各施設の処理量や施設規模をアンケート調査の前提条件とすることで、プラントメーカー等がその条件に対応した施設の設定ができ、本地域の条件に合った費用などの広域化メニュー比較検討材料を収集可能となるため、処理量、施設規模を設定します。

なお、基本構想策定後に一般廃棄物処理基本計画を各自治体で見直し、それに併せて施設規模も精査していきます。

各施設の中間処理量

	単位	実績	将来			
		令和5年度	令和10年度	令和16年度	令和21年度	令和27年度
ごみ焼却施設	t/年	38,868	36,197	32,322	30,027	27,305
リサイクル施設	t/年	5,024	4,758	7,107	6,679	6,161
粗大ごみ処理施設	t/年	2,686	2,500	2,399	2,203	1,982
資源化施設	t/年	2,338	2,258	4,708	4,476	4,179

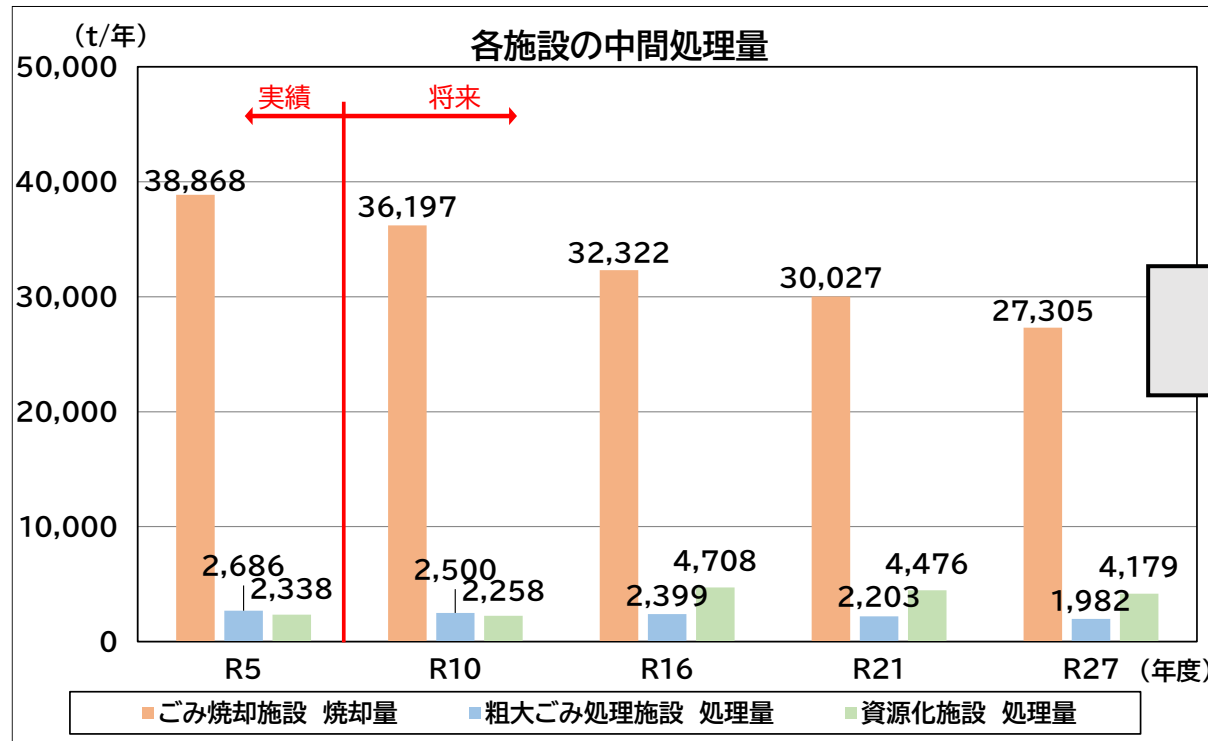
●施設規模の算定についても、**令和16年度**を基準とします。

施設規模

ごみ焼却施設
111.5t/日

リサイクル施設
粗大ごみ処理施設
11.1t/日

資源化施設
21.7t/日



各施設の処理量や施設規模に加えて、将来のごみ質もアンケート調査の前提条件とすることで、プラントメーカー等がその条件に対応した施設の設定ができ、本地域の条件に合った費用などの広域化メニュー比較検討材料を収集可能となるため、ごみ質を設定します。

将来（令和16年度）のごみ質は、分別区分案を踏まえて分析し、推計しました。

可燃ごみのごみ質の推計結果

●ごみ質の推計についても
令和16年度を基準とします。

◆可燃ごみの組成に係る「容器包装プラ」、「その他プラ」の分別が進んだ結果、『プラスチック・ビニール類+ゴム・皮革類』の割合が減少し、それ以外の割合が増加しています。

◆容器包装プラ、その他プラを分別したことで可燃分、灰分の割合が減少し、水分の割合が増加しています。

		単位	現 状			将 来		
			低質	基準	高質	低質	基準	高質
項 目			過去5年平均			令和16年度		
種類組成	紙・布類	%	38.6	46.2	53.3	39.9	47.7	55.1
	厨芥類	%	12.0	8.4	5.0	12.4	8.7	5.2
	木草類	%	14.8	9.4	4.3	15.3	9.7	4.4
	プラスチック・ビニール類+ゴム・皮革類	%	25.4	30.4	35.0	22.9	28.1	32.8
	不燃物類	%	3.5	2.0	0.7	3.6	2.1	0.7
	その他	%	5.7	3.6	1.7	5.9	3.7	1.8
三成分	水分	%	56.2	46.7	37.0	59.5	50.0	40.3
	灰分	%	5.3	6.4	7.6	5.2	6.3	7.5
	可燃分	%	38.5	46.9	55.4	35.3	43.7	52.2
低位発熱量		kJ/kg	7,500	10,000	12,600	6,700	9,200	11,700
単位容積重量		kg/m ³	184	169	154	177	157	136

○広域化メニューの確認



広域化メニュー		概 要
組合設立	①公設公営	公共主体で施設の設計・建設、運営・維持管理を実施。
	②公設民営 (DBO)	公共が資金を調達し、民間事業者が設計・建設、運営・維持管理を実施。施設の所有は公共となる。
	③民設民営 (PFI)	民間事業者が資金を調達し、設計・建設、運営・維持管理を実施。 民設民営 (PFI) の中には、施設の所有権移転の時期によってBTO (Build Transfer Operate)、BOT (Build Operate Transfer)、BOO (Build Own Operate) に分類される。
民間活用	④公民連携	民間事業者が一般廃棄物と産業廃棄物の混焼等の独自の事業内容に基づき、ごみ処理施設を建設し、公共は処理を委託する。
	⑤外部委託	公共は、既存の民間処理事業者に処理を委託する。

①～③はプラントメーカーにアンケート調査
 ④は公募してアンケート調査
 ⑤は処理事業者にヒアリング調査及びプラントメーカーにアンケート調査

○プラントメーカー等アンケートの概要

組合設立に関する調査

目的

設定した施設条件の概算事業費、工事工期等の最新情報を得る。

調査方法

実績のあるプラントメーカーへ、Eメールにてアンケート調査を行う。

① 依頼先

過去5年間に100 t /日以上の整備実績を持つプラントメーカー8社

② 調査期間

令和7年4月～令和7年6月

公民連携に関する調査

目的

企業動向・参入意欲について情報収集する。

調査方法

公募によるアンケート調査を行う。

① 依頼先

公募に対し応募の意思のあった廃棄物処理事業に関する民間処理事業者

② 調査期間

令和7年4月～令和7年6月

調査主体は「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会」とし、提出先は中日本建設コンサルタント株式会社とする。公募については構成市町村のホームページ上での実施を想定。

○プラントメーカー等アンケートの概要

外部委託



A

委託費用

(委託対象：可燃ごみ)

B

**中継施設、リサイクル
施設の関連費用**

(中継施設・・・可燃ごみ
リサイクル施設・・・それ以外のごみ)

「A:委託費用」の他に、「B:中継施設、リサイクル施設の関連費用」についても調査します。

可燃ごみは圏域内に民間処理業者が存在するものの、それ以外のごみについては「**処理対象物の全てを処理できる民間処理業者**」が「**圏域内に存在しない**」ため、自区内処理の観点からもリサイクル施設部分は建設を前提としてアンケートを実施します。

同様に中継施設についても、圏域内の可燃ごみを「**民間処理施設に搬入するための収集・積替えの拠点**」、及び「**住民、事業系一般廃棄物の持ち込み可能な拠点**」は必須であるため、建設を前提としアンケートを実施します。

外部委託に関する調査

目的

委託費用、設定した施設条件の概算事業費、工事工期等の最新情報を得る。

調査方法

A:処理実績を考慮し、現処理委託先にヒアリング調査を行う。
B:実績のあるプラントメーカーへEメールにてアンケート調査を行う。

① 依頼先

A:廃棄物処理事業に関する民間事業者
B:過去5年間に整備実績を持つプラントメーカー（中継プラント技術を持つ2社、リサイクル施設規模20 t /日以上の整備実績を持つ4社）

② 業種

A:廃棄物処理事業
B:廃棄物処理施設建設を行うプラントメーカー

③ 調査期間

A: 随時実施
B: 令和7年4月～令和7年6月

○アンケート内容確認

広域化メニューの比較検討材料の収集のための項目

広域化メニューの比較検討材料の収集に必要な項目は以下に示すとおりです。

比較検討項目	アンケート、ヒアリング項目	目的	関連する 広域化メニュー
経済性	①焼却施設・リサイクル施設整備費、運転維持管理費	概算事業費設定	組合設立
	②委託費	概算事業費設定	公民連携、外部委託
	③中継施設・リサイクル施設整備費、運転維持管理費	概算事業費設定	外部委託
工期	④工事工期	工事工期確認	全ての広域化メニュー
参入意向	⑤事業方式※ごとの参入意向	事業方式ごとの参入意向確認	組合設立、公民連携

※ 事業方式：公設公営、公設民営などの方式の総称

基本構想策定等に係る材料の収集のための項目

組合設立関連：炉数、エネルギー回収、CO2発生量、建築面積、ごみ処理方式、蒸気条件
 公民連携関連：建築面積、処理対象物、施設規模
 外部委託関連：建築面積

基本構想における広域化メニューの比較評価案として、定量的及び定性的比較評価項目案を設定しました。

広域化メニューの比較検討材料の収集

- ①焼却施設・リサイクル施設整備費、運転維持管理費
- ②委託費
- ③中継施設・リサイクル施設整備費、運転維持管理費
- ④工事工期
- ⑤事業方式※ごとの参入意向

※ 事業方式：公設公営、公設民営などの方式の総称

定量的な比較評価項目案

結果を基に定量的に比較評価

経済性	施設建設費、運転維持管理費及び委託費を評価
工期	工事期間に基づく既存施設操業期限延長可否を評価
参入意向	参入意向のある事業者数を評価

定性的な比較評価項目案

上記の定量的比較評価項目以外に定性評価項目を検討

環境負荷への配慮	環境への影響を最小限に抑えるための取組がどれだけ重視できるかを評価
地域の活性化	地域に多面的価値を創出する廃棄物処理システム（環境教育・環境学習や災害対応の可能性）が構築できるかを評価
運営体制継続性	継続的な事業運営を確保できるかを評価
公共サービス	安心安全で質の高い公共サービスを確保できるかを評価
用地確保	用地周辺の地域住民に対する住民同意の得やすさを評価

候補地を早急に決定するために、選定作業を迅速におこなう。

候補地検討部会（仮称）を設置した上で、協議会事務所及び構成市町村で検討体制を構築し、4市町村共同で本格的に作業を進める。

候補地抽出の条件（案）

- ・ 構成市町村からの収集運搬距離が可能な限り、均等な距離になる場所。
- ・ 収集運搬が困難ではない場所。
- ・ 生活環境に影響が少ない場所。
- ・ 既存施設の地域は除外する。

候補地検討の進め方（案）

※候補地検討部会及び適地選定委員会は非公開。

候補地検討部会 設置（令和7年5月）

- ・ 構成市町村の職員による
内部委員会
- ・ オブザーバー
（三重県、京都府）

候補地検討部会

- ・ 候補地選定の詳細条
件の整理
- ・ 庁内検討体制の構築
指示
- ・ 候補地の絞り込み

適地選定委員会

- ・ 学識経験者を含めた諮問機関
- ・ 候補地の比較検討

構成市町村長 により決定

2. (3) 今後のごみ処理広域化検討スケジュールについて



項目	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討協議会	第2回協議会				第3回協議会 (予定)		パブリックコメントの実施(予定)			第4回協議会 (1月下旬予定)	第5回協議会 (予定)	
	【主な内容】 ・検討協議会の構成 ・基本構想検討委員会の進捗状況報告について ・候補地の検討について ・今後のごみ処理広域化検討スケジュールについて				【主な内容】 ・プラントメーカー等アンケート結果報告について ・広域化メニューの検討と整理について ・ごみ焼却施設及びリサイクル施設の処理方式の検討について					【主な内容】 ・基本構想答申	【主な内容】 ・ごみ処理広域化の合意について	
検討委員会				第4回委員会		第5回委員会 (予定)				第6回委員会 (1月上旬予定)		
				【主な内容】 ・プラントメーカー等アンケート結果報告 ・広域化メニューの検討と整理 ・ごみ焼却施設及びリサイクル施設の処理方式の検討		【主な内容】 ・基本構想及び概要版の中間案の確認				【主な内容】 ・パブリックコメント意見対応について ・基本構想及び概要版の確認		